

群馬県内企業と教育機関のデザインマッチング事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、「群馬県内企業と教育機関のデザインマッチング事業」(以下「デザインマッチング事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 デザインマッチング事業は、自社商品に学生の視点を活かしたデザインを取り入れて商品開発力強化に取り組む意欲のある企業とデザイン制作を希望する別表に掲げる教育機関の学生を対象に、マッチングの場を設け、企業と学生双方の連携で、デザイン制作に取り組むことによって、県内におけるデザイン振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「企業」とは、群馬県内に事業所を有する中小企業者又は産地組合等で、自社商品に学生による視点を活かした新しいデザインを導入し、商品開発を行う意欲のある企業をいう。

2 この要綱において「学生」とは、別表に掲げる教育機関において、デザイン、美術等を専攻している者であって、企業等が希望するデザイン制作に取り組む意欲のある者をいう。

(事業の内容及び実施の方法)

第4条 デザインマッチング事業は、次に定めるところにより実施する。

- ア 企業等が新たに開発しようとする製品と学生の制作するデザインのマッチング
- イ 制作デザインの発表
- ウ 制作したデザインを用いた商品の開発・試作・製造・販売

(費用負担等)

第5条 デザインの制作・試作に係る材料費等諸経費及び設計費は、企業が負担するものとする。

2 制作デザインの特許権、実用新案権、意匠権及び著作権並びに前項に規定する設計費の額については、別表に掲げる教育機関と企業で協議するものとし、その結果を群馬県産業デザイン振興協議会に報告するものとする。

3 本事業で商品開発を行った商品に関する事故の責任については、全て商品開発を行った企業が負うものとし、別表に掲げる教育機関は一切の責任を負わない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	教育機関名	所在地
1	群馬県立女子大学	群馬県佐波郡玉村町上之手 1 3 9 5 - 1
2	中央情報大学校	群馬県高崎市栄町 1 3 - 2
3	前橋工科大学	群馬県前橋市上佐鳥町 4 6 0 番地 1